

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 26 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530146

研究課題名（和文） 海洋における制度間コンフリクトの調整プロセスの解明  
—ガバナンスの模索

研究課題名（英文）

The Process of Solving Conflict in Overlapped Marine Institutions from the point of Governance

研究代表者

都留 康子 (TSURU YASUKO)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：30292999

研究成果の概要（和文）：理論面で、国際政治学区領域で近年着目されている、制度間コンフリクトの議論の発展段階とその問題点を考察するとともに、国際法の領域で I L C（国際法委員会）を中心に議論されている法の断片化の議論との異同についても検証を行った。そして、実際の制度間コンフリクトの解明事例として、①2010年にクロマグロをめぐる、地域漁業機関 I C C A T とワシントン条約（C I T E S）の重複関係 ②生物多様性条約の第10回締約国会議において議論されるかに思われた国家管轄権領域を超えた海洋保護区が結局議論されないままに終わったのがなぜか、その決定が行われたプロセスと理由について検討した。事例の検討を通して、制度間の調整にあたっては、必ずしも大国のパワーが機能するわけではないこと、フォーラムショッピングを行うことによって、それぞれの制度で数の優位に立つ途上国がこれまでの先進国に有利に形成されてきた海洋政策の見直しを迫る契機となっていることを指摘した。制度間コンフリクトの問題は、内外問わずほとんどの研究において環境問題が事例として扱われていることから、今後、さらに事例の領域を広めて上記のことが検証できるかどうか課題であると思われる。

研究成果の概要（英文）：From the point of theory of International Politics, this research thinks about to what point theme of institutional interaction, which sometimes we say “conflict,” have reached and its unsolved questions. Also I analyze the difference between institutional interaction and fragmentation of international law, which was one of the main subjects of International Law Commission recently. Then I pick up two institutional interaction cases from marine areas as follows: ① Inter-Governmental fishery organization for tuna in the Atlantic Ocean (ICCAT) and CITES in 2010 ② The 10<sup>th</sup> Convention of the Parties on CBD and other UN institutions. Why did the marine protected areas beyond national jurisdiction not be discussed? It temporarily concluded that big powers had not necessarily influenced the coordination of institutional conflict, but developing countries had made use of it to review existed institutions made by developed countries in past doing forum-shopping also. Up to the present, cases picked by researchers are those of environmental institutions, it is my future research question that what I have found mentioned above would be appropriate to the other cases.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：国際政治理論・ガバナンス・制度・規範・環境政治・海洋資源

1. 研究開始当初の背景

1990年代には、WTOのような法的制裁措置まで兼ね備えた強力な制度が稼働し始めるなど、さまざまな問題群での制度化が、数の上でも、また内容的にも進展してきており、そのことは、グローバルガバナンス論の展開と軌を一にしながら、国際社会の成熟という意味で評価されてきた。しかし、制度化の進展は、領域ごとに整然と行われるわけではなく、場合によっては制度の重複をもたらし、合理的な問題解決を困難にするケースも生じている。なぜなら、異なる目的、規範によって成立した制度が、同じ領域の問題を重複して扱う状況において、国家をはじめとする行為主体は、それぞれに有利な制度を選択して最大利益を追求しようとするからである。いわゆる、フォーラムショッピングである。一方、各制度の個別成立過程では、重複の問題を前提としておらず、制度間の調整機能は未構築であることから、実際に制度間の重複問題が生じてから、対応がなされることにならざるをえない。

日本の国際政治理論は、常にアメリカではやった議論を後追いする傾向にあり、制度間重複の問題は多くの論文で指摘されてはきたものの、まだまだ事例に限られている状況にあった。

日本が四方を海に囲まれ、2007年には海洋基本法が施行され、これまでの縦割り行政から横断的な海洋政策を行うべく、総合海洋本部が作られたことからわかるように、海の重要性は言うまでもない。しかし、一方で、国際政治の領域からの研究は、国連海洋法条約の成立の政治過程などを扱ったものなどにかなり限られており、海の問題を広い視点から扱ったものは少ない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、海洋をめぐる諸制度を事例として、実際に制度間の重複が生じた場合（コンフリクト＝対立なのかどうかにかかわらず）に、これがどのように調整されるのか、調整が可能になる条件は何か、また、レジームが形成された時のパワーの関係が調整作用においてもそのまま機能するのかどうか、などについての動態分析を行うことにある。

アメリカでは、1990年代後半より、オラン・ヤングを中心に、制度間重複の問題の類型化の議論が盛んに行われており、類型化を超えて、次の段階の調整プロセスの解明が課題とされている。海洋問題については、地域漁業機関など、それぞれの海洋制度を概説するものはあっても、海洋制度を環境問題との関連で広範に扱うものは少なく、まして、制度間コンフリクトの調整が具体的な交渉過程でどのように調整されているかを分析したものはないことから、本研究の目的は、事例の面でも新しい問題を扱うことによって、日本の今後の海洋、あるいは関連した環境問題についても指針を与えようとするものである。

3. 研究の方法

以下のような三段階に分けての研究を行っている。

(1) すでに研究の蓄積がある制度間の重複の類型化議論の検討と問題点を分析、検討すること。その際、国際法分野において、国際裁判の適用をめぐって分析対象となっている法の fragmentation（分断化、断片化）、また、フォーラムショッピングの議論についても、国際法委員会の報告書なども参照しつつ、十分考察すること。

(2) 出来る限り、CITES や CBD COP10 や実際の会議への参加し、政府関係者へのインタビューを行う。また、会議の公式資料、NGO の発行するそれぞれの国際会議に関する評価文書などを検討することにより、交渉過程を精査すること。

(3) 過去の条約作成における力関係が反映されているかを検討するために、あらためて国連海洋法条約の作成過程についても検討を加えること。

(4) 以上をふまえ、研究会などにおける報告、論文作成を行うこと。

#### 4. 研究成果

本研究では、以下の研究成果が得られたと考えられる。

(1) 国際政治の理論動向として、1996 年以來、今日までの制度間関係の相互作用の類型化の議論を整理し、その中で明らかになってきた研究課題を明確に示した。また、国際法における、国際法の断片化についての議論についても、国際法委員会の報告書を精査するなど、あらためて、法と政治の関係という基本的な問題についても立ちかえり、検討を行っている。

(2) 制度間関係での重複関係、(本研究ではコンフリクトのケースに焦点をしばっている)が生じた時にどのような要因がその調整作用に関係してくるのか、海洋生物資源に関連した新しい事例を二つ扱うことで検証した。

①大西洋のクロマグロの資源保存をめぐる、2010 年に生じた、地域漁業機関である大西洋マグロ類保存委員会 ICCAT と、CITES との攻防。

クロマグロは本来 ICCAT が資源管理を行っていたが、資源状況の悪化から、環境条約として資源の保護 (protect) を全面に打ち出す CITES でも、国際取引を禁止する付属書への掲載がモロッコの提案で議題化された。ここでは、今後、海洋の漁業資源での利益を得ようとする途上国が積極的にリスト化の否定側に回り、それを消費国である日本がうまく利用した形が検証された。

②公海上での海洋保護区の設定めぐり、ヨハネスブルクサミット以来、国連などでも議論されてきたことであったが、2010 年の生物多様性条約締約国会議では、俎上になることはなかった。この場で議論することが、生物多様性条約における ABS 問題などを混乱させるとの判断がかなり働いたことが検証された。しかし、ABS 問題がほぼ決着したことから、今後の展開によっては、途上国が主体と

なって、UNCLOS 以降に出現した問題をクラスター化する形で、第三次国連海洋法会議に次ぐ会議が開催されることさえも否定されない状況である。

(3) (2) の②を扱うにあたって、1982 年に採択された国連海洋法条約の交渉過程についての検討を行った。すでに研究もたくさんなされた分野であるが、途上国中心の視点から、数の優位によって、海洋に関する様々な問題が意図的にクラスター化されていく過程を明らかにした。

(4) 事例研究を通して、制度間重複がそれぞれの制度において、数で優位を示す途上国が交渉空間として有利に利用する機会となっていることを明らかにした。そこでは、制度そのものを構築するときに多大な影響を及ぼした大国がその効果を維持出来ていない。

(5) そもそも類型化というツールを使って制度間相互作用の研究が進んできたのには、調整の必要性が生じているという認識がかなり共有されている背景があると思われる。一方、制度が密になることで問題の解決が進むのであって、規範やルールの衝突などは深刻な問題ではないとする評価もある。いずれも机上の見方であって、実際の制度フォーラムでは、いかに交渉の果実を得るかが最重要課題である。本研究の事例では、制度間相互作用を巧みに利用している、あるいはその利用を試みようとしているのは途上国であると言えるが、それが海洋生物資源問題以外、あるいは環境問題以外のすべてにおいて一般化できるのかどうかは、今後の事例研究の蓄積が必要となる。

(6) また、海洋問題に限っても、2012 年はリオサミットから 20 年、国連海洋法条約採択から 30 年の年にあたるため、それぞれの区切りの年に大きな目標立てられることも珍しくない。その意味で、COP10 で回避された形となった海洋保護区、海底遺伝資源の問題などは、今後も継続して検証していく必要がある。

(7) 日本の海洋政策は、海底鉱物資源の問題は経産省、漁業資源については農林産省、海洋航行については国土交通省、環境全般については、環境省といったように縦割りになっている感が強いが、本研究での検討を通して、そうした対応では、今後ますます制度の重複が複雑化していく中で、対応できないことが明らかである。そうした意味で、今後の継続調査、研究を通して、現場の交渉者との議論も深めていくことが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 都留康子

海洋生物資源をめぐる制度間調整プロセスと途上国、法学新報、査読無、第 118 巻第 11・12 号、2012、1-28

② 都留康子

「核なき世界」と核抑止の狭間で—自治体からの平和発信と連携の可能性—、法学新報、査読無、第 117 巻第 11・12 号、2011、631-653

[図書] (計 1 件)

① 都留康子 問われる海洋ガバナンス—深海底遺伝資源問題の新動向、内田孟男編著 中央大学出版会、地球社会の変容とガバナンス、2010、211-236

6. 研究組織

(1) 研究代表者

都留 康子 (TSURU YASUKO)

中央大学・法学部・教授

研究者番号：

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：